

指定居宅介護支援事業所 ころケアプランセンター大井 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵雄会（以下、「本法人」という）が、実施する指定居宅介護支援事業所（以下「支援事業」という）の適正かつ円滑な管理及び運営を図り、要介護者または要支援者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービスまたは施設サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者および介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 支援事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

(1) 支援事業は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

(2) 支援事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

(3) 支援事業の運営にあたっては、市町村・在宅介護支援センター・他の居宅介護支援事業所および介護保険施設等との連携に努める。

(4) 前4項に掲げるもののほか、支援事業の運営にあたっては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を遵守する。

(名称及び位置)

第3条 支援事業を行う事業所の名称および位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 ころケアプランセンター 大井

(2) 位置 岐阜県恵那市大井町 667 番地 27

(事業の内容)

第4条 ころケアプランセンター 大井（以下「支援事業所」という）は、次に掲げる支援

事業を行う。

(1) 居宅介護サービス計画の作成に関すること。

(2) 居宅サービス計画実施の為の連絡調整に関すること。

- (3) 要介護認定等の申請にかかる援助。
- (4) 市町村の委託を受けて行う要介護認定等の訪問調査。
- (5) 岐阜県から委託されて行う「介護サービス情報の公表制度」の調査員業務。
- (6) その他市町村が必要と認める事業。

(休所日および業務時間)

第5条 支援事業所の休所日および業務時間は、次の各号に掲げるとおりにする。

- (1) 休所日
 - ア 土曜日
 - イ 日曜日
 - ウ 年末年始

- (2) 業務時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) その他

営業日および営業時間はもちろんのこと、それ以外の非営業日、時間外も電話等により24時間常時利用者との連絡が可能な体制をとる。

(管理者)

第6条 支援事業所に管理者1人を置く。

(1) 管理者は、支援事業所に勤務する職員の管理、支援事業所の利用の申し込みに係る調整、支援事業所における業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(介護支援専門員)

第7条 支援事業所に3人の介護支援専門員（常勤）を置く。

(1) 介護支援専門員は、**第4条**各号に掲げる支援事業を行う。

(2) 介護支援専門員は、職務の遂行にあたっては介護支援専門員登録証明書を携行し、関係人から請求ある場合には、これを提示するものとする。

(3) 介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて居宅サービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などと連絡調整等を行う。

(居宅介護支援事業の提供方法および内容)

第8条 利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅または利用者が指定される場所、もしくは本法人の相談室、またはその他必要と認められる場所において行う。

(1) 利用者 서비스에提供する指定居宅サービス事業者の担当者と会議を開催し、提供するサービスの質の向上及び連携に努める。

(2) 居宅介護支援事業の内容は、次の通りとする。

- ア 居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者またはその家族に対して、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供するほか、利用者が抱える解決すべき課題の把握のための面接の際、その趣旨を説明し理解を得ることとし、居宅サービス計画原案の利用料等内容に関しては、説明の上、文書による同意を得るものとする。
- イ 介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ウ 「居宅サービス計画」作成後においても利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡・訪問等を継続的に実施することにより計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜を図る。
- エ 在宅で生活している要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう要介護者からの依頼を受け、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた居宅サービス計画を作成する。この場合使用する課題分析表は、全国社会福祉協議会版の「居宅サービス計画ガイドライン」によるものとする。
- オ 介護支援専門員の居宅訪問は、原則として1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上での解決すべき課題の把握、居宅サービス計画の実施状況の把握および連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。
- カ 利用者がその居宅において、日常生活を営むことが困難になったと認める場合または利用者が介護保険施設への入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を図る。
- キ 介護保険施設または病院から退所・退院しようとする利用者およびその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
- ク 上記各号を踏まえ要支援・要介護状態となった利用者に居宅サービスを適切に提供し、より長く居宅での生活が維持できるよう支援する。その為、規定で定められた以上のケアプラン（利用者の担当）保持は利用者へのサービス提供の質の向上および中立公正を欠くことが懸念されるため、極力必要以上のプランは持たないが、やむを得ず規定数以上のプランとなる場合は管理者と協議の上

決定する。

(守秘義務)

第9条 支援事業所に勤務する職員は、正当な理由なくして職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。但し、サービス担当者会議、その他本事業の推進を図る上でやむを得ない場合は、事前に利用者またはその家族の同意を得た時はこの限りでない。

(利用料)

第10条 指定居宅介護支援のサービスを提供した場合の法廷代理受領分の利用料は無料とし、法定代理受領分以外の利用料は、介護報酬告示上の額とする。また、通常の事業のサービス提供地域（**第12条**）以外の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は次の額を徴収する。

(1) 1キロあたり 16円

(緊急時における対応方法)

第11条 介護支援専門員は、利用者を訪問中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(通常の事業のサービス提供地域)

第12条 通常の事業のサービス提供地域は、恵那市の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 本法人は、介護支援専門員等の資質向上を図る為の研修機会を確保するとともに業務体制を整備する。

(1) この規定に定める事項のほか、事業の運営に関する重要事項は本法人と介護支援の管理者との協議に基づいて定める。

(虐待の防止に関する事項)

第14条 支援事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、

これを市町村に通報するものとする。

虐待防止に関する担当者：管理者 西尾 亮

附則

この規程は、指定居宅介護支援事業所の指定を受けた日から施行する。